特記仕様書

準用河川湯川河川台帳図書作成業務委託

盛岡市建設部河川課

第　1　章　　総　　則

（適用範囲）

第１条　本特記仕様書は、盛岡市（以下、「発注者」という。）が発注する「準用河川湯川河川台帳図書作成業務委託」に適用し、これに記載されていない事項については、岩手県県土整備部発行の「測量業務共通仕様書」（令和８年 10 月以降適用）によるものとする。

（目的）

第２条　本業務は、河川法第 12 条第１項に基づき、河川の現況を的確に把握し、河川の使用関係を調査することにより、河川行政の適正な執行を図ることを目的として、河川現況台帳（台帳図面及び調書）を作成するものである。

（業務概要）

第３条　本業務は、準用河川湯川の河川現況台帳未整備区間について、盛岡市共用空間データ等を用いて河川現況平面図を現況に即して作成し、台帳図作成に必要な現況要素を盛込んだ河川現況台帳図面及び付帯となる台帳調書の作成に必要な測量を実施するものであり、主な業務概要は次の各号のとおりである。

（１）対象河川名　　準用河川湯川

（２）対象河川延長　　L＝0.95km

（３）現況平面図作成範囲　河川区域界から片岸 15m（地図情報レベル 500 / A=0.034 km2）

（４）構造物調査　　L＝0.95km

（５）３級基準点測量　　N=3 本（永久標識なし、伐採含まない）

（６）４級基準点測量　　N=14 本（永久標識なし、伐採含まない）

（７）用地測量　　河川区域界より片岸 10m（A=2.47ha）

（８）河川現況台帳作成　　L＝0.95km

２　本業務の作業数量は概要として示すものであり、これを原則とする。ただし、地域特性を考慮した作業要領及び作業数量に変更が見込まれた場合については、速やかに申し出るものとし、発注者と受注者の協議により必要に応じて変更することができるものとする。

（関係法令等）

第４条　本業務の実施にあたり、本特記仕様書に定めるほか、以下の関係法令等に準拠するものとする。

（１）河川法（昭和 39 年法律第 167 号）及び同施行令、施行規則

（２）測量法（昭和 24 年法律第 188 号）
（３）土地基本法（平成元年法律第 84 号）
（４）国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）
（５）個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
（６）測量業務共通仕様書（岩手県県土整備部　令和６年４月）
（７）公共測量作業規程の準則（国土地理院　令和 7 年 3 月 31 日）
※盛岡市公共測量作業規程として準用
（８）地理情報標準プロファイル（JPGIS）2014 版（令和元年国土地理院）
（９）空間データ製品仕様書作成マニュアル JPGIS 2014 版（令和元年国土地理院）
（10）盛岡市財務規則（昭和 46 年 11 月 30 日規則第 33 号）
（11）盛岡市個人情報の保護に関する条例（令和４年 12 月 22 日条例第 38 号）
（12）その他関係法令、通達等

（主任技術者の要件）

第５条　受注者は、本業務を履行するにあたり、主任技術者は以下の要件を満たすものとする。
（１）岩手県内に常駐している測量法第 49 条に基づき登録された測量士の資格を有していること
（２）岩手県内市町村における河川台帳作成業務の実績を有すること

（業務計画書）

第６条　受注者は契約後 14 日以内に「業務計画書」を提出し、監督職員の承諾を得てから業務を履行すること。

（業務指示及び監督）

第７条　受注者は、本業務を実施するにあたり、当該契約に基づき発注者が任命する監督職員と常に密接な連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。

（土地の立入等）

第８条　受注者は、本業務実施のために国有、公有又は私有等の第三者が所有する土地に立入る場合は、予め当該土地の所有者等の承諾を得るものとし、紛争の起らないように留意しなければならない。また、受注者は測量法第 15 条の規程に従い、発注者が発行した身分証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを呈示しなければならない。

（秘密の保持）

第９条　　受注者は、業務上知り得た情報を、みだりに他人に漏らさないこと。

（貸与資料）

第１０条　発注者は、次の諸資料を受注者に貸与する。なお、貸与する資料等は、その重要性を十分認識し、破損、紛失、盗難等の事故のないよう適切な管理のもと慎重に取扱い、使用後は速やかに返却するものとする。

（１）過年度河川台帳図書作成業務成果品
（２）準用河川占用台帳
（３）盛岡市共用空間数値地形図データ（地図情報レベル 500・1000）
（４）盛岡市共用空間データ（空中写真、同時調整成果、デジタルオルソデータ）
（５）法務局資料（公図、全部事項証明書、地積測量図）
（６）コンクリート杭、プラスチック杭、金属プレート（支給）
（７）その他必要な資料等

（契約不適合責任）

第１１条　発注者は、引き渡された成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、受注者に対し、成果品の補修を請求することができる。

（損害賠償）

第１２条　受注者は、本業務遂行中に事故等が発生した場合、事故発生の原因、経過及び被害内容等の状況を発注者に報告し、その指示に従うものとする。

２　前項において生じた損害は、すべて受注者の責任において解決するものとする。

（疑義の協議）

第１３条　本業務の実施にあたり、定めのない事項、疑義の生じた事項については発注者と受注者が協議の上決定すること。

第　２　章　　基準点測量

（作業計画）

第１４条　作業着手前に作業地域、作業量、完成時期等を考慮して作業方法、使用する主要な機器、日程等について適切な計画を立案し、また地形図上で新点の概略位置を決定し、平均計画図を作成し発注者の承認を得るものとする。

（選点及び測量標の設置）

第１５条　前条にて作成した平均計画図に基づき、現地において既知点の現況を調査するとともに、新点の位置を選定し、選点図及び平均図の作成し発注者の承認を得るものとする。承認後は現地にて測量標の設置を行い、点の記の作成を行うものとする。

（観測）

第１６条　前条にて作成した平均図等に基づき、TS 等及び GNSS 測量機を用いて観測を行うものとする。観測方法及び観測に使用する機器の性能については盛岡市公共測量作業規程によるものとし、検定機関の検定を受けた機器を使用するものとする。

（計算整理）

第１７条　設置した測量標の計算及び点検計算を行うものとする。計算方法及び点検計算の許容範囲については公共測量作業規程の準則によるものとする。

第　３　章　　河川現況平面図作成

（作業計画）

第１８条　作業着手前に作業地域、作業量、完成時期等を考慮して作業方法、使用する主要な機器、日程等について適切な計画を立案し、発注者の承認を得るものとする。

（現地調査）

第１９条　河川現況平面図を作成するために必要な各種表現事項及び名称等について、地図情報レベルを考慮して現地において盛岡市共用空間数値地形図データの経年変化を調査確認し、その結果を空中写真及び参考資料等に記入して、補測編集に必要な資料を作成するものとする。

（補測編集）

第２０条　現地調査にて確認を行った経年変化箇所について、盛岡市共用空間数値地形図データを用いて図化、編集等の必要な補測を行い、補測編集済み数値地形図データを作成するものとする。なお、補測編集を行う範囲は河川現況平面図を作成する範囲とし、表現方法は協議の上決定するものとする。

（河川現況平面図作成）

第２１条　補測編集済み数値地形図データから河川現況平面図を作成し、電磁的記録媒体に記録するものとする。

第　４　章　　河川現況台帳作成

（資料収集整理）

第２２条　貸与する既設河川台帳等の資料をもとに、本河川台帳を作成するために必要な資料の収集整理を行うものとする。

（構造物調査）

第２３条　河川区域内にある構造物の現況を現地調査により把握するものとする。河川施設については構造物の種別又は断面の変化点ごとに、形状、寸法、規模等の調査を行い、河川横断図、構造物写真台帳の作成を行うものとする。また、放流渠や橋梁などの占用施設及び兼用工作物についても同様に調査を行い、台帳を作成するものとする。なお、φ100 未満の管については調査対象外とするものとし、河川横断図作成にあたっては、洗堀状況や浚渫土量の算定など施設管理を行う上で必要となることから、計画（想定）河床高を明示するものとする。

（１）調査にあたっては位置情報を取得できる機材を用いて現況写真の撮影及び 360 度カメラにて動画撮影を行い取りまとめるものとする。なお、360 度カメラは河川の中心から動画撮影を行うものとする。

（２）河川施設・工作物について、損傷及び流出等による異常が認められた場合は発注者に速やかに報告するものとする。

（３）平均断面の取得については概ね 100mに１断面又は変化点を基本とし、VRS 測量等から間接水準測量を実施し、測量用ポール及びテープを用いて簡易的に断面の取得を行うものとする。

（４）調査結果の取りまとめ方法等については、継続的な管理を行うための最良な方法を発注者と協議の上決定するものとする。なお、360 度カメラによる動画データに関しては、現況把握と動画再生が容易に確認できるよう成果品閲覧システムにより閲覧可能な電子データとして取りまとめることとする。

（構造詳細図作成）

第２４条　構造物調査によって把握した河川護岸、橋、水路、水門、水位計等の構造物について、河川に対し縦断方向の構造物については延長を測定し、旗揚げにより表記を行うものとする。また、横断方向の構造物については詳細図の作成を行うと共に、土砂体積状況や洗堀状況についても記録し別途取りまとめるものとする。

（河川現況台帳図及び台帳調書作成）

第２５条　国土交通省及び発注者の指示する所定の様式に従い調製し、別途定める成果品閲覧システムにより閲覧可能な電子データとして作成する。

（１）河川現況台帳図（河川現況平面図上に、構造詳細図を図示し作成するものとする。）

① 河川施設・工作物は、施設の始終端を旗揚げし、番号を付すものとする

（２）河川現況台帳調書

① 水系の名称

② 河川の名称及び区間並びに当該河川の指定の年月日

③ 河川の延長

④ 河川区域の概要

⑤ 河川の使用許可等の概要

⑥ その他必要な事項

第　５　章　　用地測量

（作業計画）

第２６条　作業着手前に作業地域、作業量、完成時期等を考慮して作業方法、使用する主要な機器、日程等について適切な計画を立案し、発注者の承認を得るものとする。

（現地踏査）

第２７条　用地測量を実施する区域の地形、土地の利用状況、植生の状況等の把握を行うものとする。なお、現地踏査時に後続作業で原則利用する街区基準点等の既設基準点の状況を確認するものとし、亡失等が確認された場合や基準点測量の必要がある場合は発注者と協議するものとする。

（公図等の転写）

第２８条　調査区域内の土地について、盛岡地方法務局に備付の公図等の収集を行い、地番、土地所有者、大字名などを記載した公図等転写図の作成を行うものとする。

（地積測量図転写）

第２９条　調査区域内の土地について、盛岡地方法務局に土地図面つづり込み帳等に地積測量図がある場合これを収集し、地積測量図の転写を行うものとする。また、現地踏査により確認した既存境界標を基準として、公図等転写連続図と地積測量図の重ね合わせ図から把握した境界を河川現況平面図に重ね合わせた図面を作成することとし、現地調査を実施する前に発注者と現地確認を行うものとする。

（土地登記記録調査）

第３０条　調査区域内の土地について、盛岡地方法務局に備えられた土地の登記記録について登記事項証明書等に基づき、表題部（土地の所在、地目及び地積等）及び権利部（所有者及び住所）を取りまとめ、土地調査表を作成し速やかに発注者に提出するものとする。

（権利者確認調査（当初））

第３１条　発注者は提出された土地調査表の所有者の情報をもとに突合し、相違の認められる所有者等の情報を提供するものとし、受注者はこれにより所有者、共有者又は所有者から委任された立会者（以下、「権利者」という。）名簿を調整するものとする。

（公図等転写連続図作成）

第３２条　転写した公図等転写図を連続させ、公図等転写連続図の作成を行うものとする。なお、公図等転写連続図は接合部を無理に調整する等はせず、公図等に記載されているままに転写し作成を行うものとする。

（境界確認）

第３３条　第 25 条にて作成した重ね合わせ図に基づき、権利者立合いの上、境界点を確認し、標杭の設置を行うものとする。なお、権利者（立会者）に対して事前に立会いを求める日の周知を事前に行うものとする。境界確認後は河川台帳現況図に管理境界標及び管理境界を明示した書面に権利者（立会者）又は代表者全員から署名を求めるものとする。

（境界測量）

第３４条　境界測量は近傍の街区基準点等に基づき、放射法等により行うものとする。なお、境界点の座標値は 2 セットの観測から求めた平均値とし、計算により境界点の座標値、境界点間の距離及び方向角を求めるものとする。

（境界杭設置）

第３５条　地積測量図に基づく境界で、その位置を復元し隣接地権者の同意が得られたもの又はプラスチック杭等が現存する場所で、現地立合いの際に地権者等からコンクリート杭の設置又は入替について了承を得られた場所について、コンクリート

杭を設置するものとする。地積測量図がなく公図により管理区分境界を表す杭はプラスチック杭とし、杭頭 45mm 角、長さ 70cm（住宅地 45cm）を標準とするが、設置個所に支障がある場合は金属プレート、鋲により明示するものとする。その他必要がある場合は発注者と協議の上決定するものとする。

（境界点間測量）

第３６条　隣接する境界点間の距離を測定し、それぞれの座標値から求めた計算距離と現地で測定した距離を比較し、精度の確認を行うものとする。

（用地測量業務における写真台帳の作成）

第３７条　用地測量にて設置した境界杭等について、杭ごとに写真等の情報を取りまとめた台帳の作成を行うものとする。

（打合せ）

第３８条　打合せは業務着手時、中間打合せ、成果物納入時の計３回行うものとする。中間打合せについては、補測編集前の河川現況平面図、収集資料及び公図転写連続図等の確認を行い、現地での補測、構造物調査の実施工程及び想定される協議事項についての打合せを想定している。

第　6　章　　成　　果　　品

（成果品）

第３９条　本業務における成果品は以下のとおりとする。なお、本業務で作成した数値地形図データは発注者にて稼働している河川管理システムにより閲覧可能な電子データに搭載できるよう shape ファイルや SFC ファイル等での納品を原則とする。また、発注者の指示に基づき、必要に応じて河川管理システムへ電子データのセットアップを行うものとする。

（１）河川現況台帳図（数値地形レベル 500）及び台帳調書	L＝0.95km
（２）河川現況平面図（数値地形レベル 500）	0.034ｋ㎡
（３）河川構造物写真台帳（Excel ファイル・PDF 等）	１式
（４）河川構造物 360 度カメラ動画データ（位置情報含む）	１式
（５）河川断面図（SFC ファイル等）	１式
（６）構造物詳細図（SFC ファイル等）	１式
（７）土砂体積及び洗堀状況記録表	１式
（８）地積測量図（SFC ファイル等）	１式
（９）公共測量作業規程の準則で定める成果品	１式

（成果品の検査）

第４０条　成果品の検査について、次のとおりとする。

（１）受注者は、業務完了後に発注者の完了検査を受けなければならない。

（２）成果品の検査において、訂正を指示された箇所は、速やかに訂正しなければならな

い。

（引渡し）

第４１条　成果品の検査に合格後、本特記仕様書に指定された成果品一式を納品し、発注者の検査員の確認をもって、業務の完了とする。